

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

令和7年（再口）第13号

仙台市宮城野区五輪2丁目9番14—405号
再生債務者 今野 次弥

- 意見聴取に付する再生計画案 令和8年6月9日付け再生計画案
- 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 2の書面の提出期間 令和8年8月6日まで
令和8年7月16日

仙台地方裁判所第4民事部

令和7年（再口）第5号

茨城県かすみがうら市下稲吉2296番地46
再生債務者 木村 剛

- 意見聴取に付する再生計画案 令和8年6月30日付け再生計画案
- 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 2の書面の提出期間 令和8年8月6日まで
令和8年7月16日

水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和8年（再口）第4号

さいたま市西区大字指扇575番地19 シャ・ノワールⅡー1
再生債務者 荷川取 蓮

- 意見聴取に付する再生計画案 令和8年7月9日付け再生計画案
- 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 2の書面の提出期間 令和8年8月6日まで
令和8年7月16日

さいたま地方裁判所第3民事部

令和8年（再口）第3号

北九州市八幡西区野面2丁目10番1号（105号）
再生債務者 松下 隆史

- 意見聴取に付する再生計画案 令和8年6月23日付け再生計画案
- 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 2の書面の提出期間 令和8年8月6日まで
令和8年7月16日

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和8年（再口）第3号

大阪府和泉市鍛冶屋町202番地の1
再生債務者 藤木 彦一

- 意見聴取に付する再生計画案 令和8年7月14日付け再生計画案
- 書面で意見を述べるができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 2の書面の提出期間 令和8年8月13日まで
令和8年7月16日

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

令和7年（再口）第3号

福島県須賀川市宮の杜44番地4
再生債務者 渡辺 陽介

- 意見聴取に付する再生計画案 令和8年7月1日付け再生計画案
- 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 2の書面の提出期間 令和8年8月17日まで
令和8年7月17日

福島地方裁判所郡山支部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

令和8年（再口）第4号

岡山市北区下伊福二丁目8番4号 エクレール21Ⅱ 103（住民票上の住所）岡山市北区京山二丁目2番28号
再生債務者 本後由紀江

- 主文 本件再生計画を認可する。
- 理由の要旨 令和8年7月7日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年7月16日

岡山地方裁判所第3民事部

令和8年（再口）第5号

神戸市中央区相生町5丁目10番21—602号
再生債務者 藤田 和也

- 主文 本件再生計画を認可する。
- 理由の要旨 令和8年7月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年7月16日

神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

令和8年（再口）第2号

広島市東区牛田旭2丁目20番1—608号
再生債務者 吉田 恵

- 主文 本件再生計画を認可する。
- 理由の要旨 令和8年7月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年7月17日

広島地方裁判所民事第4部

令和8年（再口）第1号

福島県喜多方市塩川町字新町1857番地1
再生債務者 山口 俊三

- 主文 本件再生計画を認可する。
- 理由の要旨 令和8年7月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年7月17日

福島地方裁判所会津若松支部破産・再生係

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和8年七月二十一日
掲載頁 一四六頁（号外第一六一号）

(乙) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和8年七月二十一日
掲載頁 一五七頁（号外第一六一号）

令和8年七月二十八日

札幌市北区南あいの里五丁目一番八号

(甲) 株式会社ノースカンパニー
代表取締役 久岡 卓司

徳島市山城西四丁目一番地

(乙) アクサスリテール株式会社
代表取締役 久岡 卓司

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 官報

掲載の日付 令和8年六月十九日
掲載頁 七十一頁（号外第一三五号）

(乙) 計算書類の公告義務はありません。

令和8年七月二十八日

札幌市西区発寒十六条十四丁目六番一号
(甲) 株式会社イーアソントエム

代表取締役 秋庭 勉

札幌市西区発寒十六条十四丁目六番一号

(乙) 有限会社リサイクルサービス

取締役 秋庭 勉

合併公告

左記会社は合併して乙は甲の権利義務全部を承継して存続し甲は解散することになりました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 日刊工業新聞

掲載の日付 令和8年七月十日
掲載頁 二十九頁

(乙) 掲載 日刊工業新聞

掲載の日付 令和8年三月三十一日
掲載頁 四頁

令和8年七月二十八日

東京都墨田区江東橋二丁目一九番七号

(甲) 新日本信用保証株式会社
代表取締役 河上 哲也

東京都品川区上大崎三丁目一番一号

(乙) 株式会社USEN TRUST
代表取締役 富田 晃

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <https://www.hitocom-hd.com/ja/ir/bc/publicinfo.html>

(乙) 掲載 日刊工業新聞

掲載の日付 令和7年十二月二十二日
掲載頁 九頁

令和8年七月二十八日

東京都豊島区東池袋一丁目九番六号

(甲) 株式会社ヒト・コミュニケーションズ
代表取締役 花堂 哲

名古屋市中村区名駅四丁目一七番三号

(乙) 株式会社WSS
代表取締役 堀 浩大